

埼玉県立嵐山史跡の博物館 枯れ木伐採等業務 仕様書

1 作業日

契約日から令和8年3月30日（月）まで

2 作業場所 ※別添配置図、写真参照

埼玉県立嵐山史跡の博物館（埼玉県比企郡嵐山町菅谷757）

枯れ木伐採等…8か所

3 作業について

- (1) 日程については、事前に監督員と協議すること。
- (2) 作業中は、館跡見学者や近隣住民等に、危害や損害を与えることのないよう、作業中の旨表示を行うとともに作業方法や作業体制に十分注意すること。
- (3) 枯れ木伐採及び除草に伴う発生材の処分は不要である。伐採後の枯れ木は1m以下程度の長さにし、元の枯れ木付近にまとめること。ただし、斜面地などで元の位置にまとめることが難しい場合は監督員に確認すること。
- (4) 作業に伴い公道を占用する必要がある場合は、受託者の責により、必要に応じて監督官庁への申請手続き、近傍住民への配慮及び交通整理を実施すること。

4 その他

- (1) 業務箇所は、国指定史跡内であるため史跡を毀損することのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) この仕様書は、作業の大要を示すものであって、関係法令及び現場の状況に応じ、これに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。
- (3) 受注者は、作業に異常を認めた場合は、直ちに適切な処置を講ずるとともに、監督員もしくは館職員に報告すること。
- (4) 緊急時の命令系統及び連絡先を明確にしておくこと。
- (5) 敷地内における作業に係る電気等光熱水費については、発注者が負担する。
- (6) 業務終了後、「写真帳」（作業前・作業後）および「完了届」を提出すること。